

和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る 誹謗中傷等対策に関する条例

【現状】

- 新型コロナウイルス感染症に関して、インターネットや発言等による感染者やその家族、医療従事者等に対する誹謗中傷やプライバシーの侵害が発生しています。

目的 (第1条)

- コロナに関する誹謗中傷等をなくすために必要な事項を定めることにより、誹謗中傷等が行われない社会を実現する

定義 (第2条)

- 「新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等」を、
 - ・ コロナに感染したこと又はそのおそれがあること、
 - ・ コロナの感染防止対策を適切に講じていないことを理由としてその事実の有無に関わらず、誹謗中傷や名誉毀損、個人情報等を不当に公表する行為と定義

誹謗中傷等の禁止 (第3条)

- インターネットへの投稿や発言、落書きなどあらゆる方法により、誹謗中傷等を行うことを禁止する

県の責務 (第4条)

- 国、市町村、県民、事業者等と連携し、誹謗中傷等の実態を把握するとともに、誹謗中傷等をなくすための施策を行う
- 市町村や県民、事業者等の誹謗中傷等をなくすための取組に対して支援を行う

県民・事業者の責務 (第5・6条)

- 県民及び事業者は、県及び市町村が実施する施策に協力する
- 事業者は、従業員へ誹謗中傷等をしないように働きかける

特定電気通信役務提供者（プロバイダ）の責務 (第7条)

- 特定電気通信役務提供者は、県及び市町村が実施する施策に協力する
- 特定電気通信役務提供者は、誹謗中傷等の情報を確認した場合に、当該情報の送信防止措置を講じる

新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等への取組 (第8条)

- (1) 誹謗中傷等を行った者に対しては、必要な説示を行い、誹謗中傷等を行わないよう促す
- (2) さらに、インターネットを利用して誹謗中傷等を行った者に対しては、当該情報を削除するように促す
- (3) 説示及び促し、削除要請に従わない場合は、誹謗中傷等を行わないこと、当該情報を削除することを勧告する
- (4) 市町村に対し、(1)(2)を依頼

教育及び啓発 (第9条)

- 誹謗中傷等をなくすための教育及び啓発を行う

相談体制の充実 (第10条)

- 誹謗中傷等に関する相談に応じるとともに、相談体制の充実を図る